

支 払 基 金
令和 2 年 5 月 19 日

医薬品マスターの改定について

下記のとおり医薬品マスターの改定についてお知らせします。

記

令和 2 年 5 月 19 日付け厚生労働省告示第 214 号に基づく新規医薬品コードの
設定（変更区分「3」：29 コード）

※令和 2 年 5 月 20 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を
「20200520」に設定し収載しております。